

地区計画区域内建築物の主な制限について

《みどり野地区》

苦小牧市

地区計画の建築物の主な制限

<みどり野地区>

| 地区の名称 | | 低層専用住宅地区 | 一般住宅地区 |
|---------------|-------------------------------------|--|---|
| 用途地域 | | 第一種低層居住専用地域 | |
| 建ぺい率 | 用途地域 | 40% | 50% |
| | ※地区計画 | — | 50% |
| 容積率 | 用途地域 | 60% | 100% |
| | ※地区計画 | — | 100% |
| 防火に対する制限 | | — | — |
| 敷地面積の最低限度 | | 200m ² | 200m ² |
| 壁面位置の 最低限度 | 用途地域 | 敷地境界線まで1m | — |
| | ※地区計画 | 北側隣地境界線まで1.5m (軒高2.3m以下の附属建築物については、適用しない。) | 北側隣地境界線まで1.5m (軒高2.3m以下の附属建築物については、適用しない。) |
| 高さの 最高限度 | 用途地域 | 10m | — |
| | ※地区計画 | — | 10m |
| 建築物の用途の制限 | | 建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。) 1 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) 2 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2kW以下のものに限る。)を兼ねるもの 3 共同住宅(3戸以上のものを除く。) 4 集会所(町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。) 5 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 6 前各号に掲げる建築物に附属するもの | 建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅 4 診療所 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 6 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 7 前各号に掲げる建築物に附属するもの |
| 建築物の形態又は意匠の制限 | | 自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない。 1 独立して築造設置する広告塔・広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ(脚長を含む)が3mを超えるもの イ 一辺(脚長を除く)の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積(表示面が2以上のときは、その合計)が、1m ² を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物に表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの | 北海道屋外広告物条例6条第1項各号の一に該当する広告物以外を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 (1) 三角柱看板及びこれに類似しないもの (2) 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの |
| 垣又は柵の構造の制限 | へいの高さは1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りでない。 | | へいの高さは1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りでない。 |
| 土地利用の制限 | — | | — |

※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

苫小牧圏都市計画みどり野地区地区計画 位置図・計画図

